

障発 0528 第 1 号
こ支障第 148 号
令和 8 年 5 月 28 日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長〕
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第 55 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和 8 年 4 月 28 日）において、「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」について報告したところです。

これを踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正することとしますので、各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

本通知による改正後の取扱いについては、令和 8 年 6 月の算定分から適用することとします。

【資料掲載箇所】

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html